

報道発表



浜松市

浜松地域遺産（認定文化財）の候補を募集します

「浜松地域遺産」第9期の募集をいたします。

1. 浜松地域遺産認定制度とは

- 従来の文化財保護制度（国・県・市の「指定」など）とは別に、地域で大切にされてきた歴史、文化、自然などの資源を募り、独自に浜松地域遺産として「認定」するものです。
- 郷土の宝として顕彰することで、後世へ継承されることを期待するとともに、地域遺産を活用した地域の活性化事業が展開されることで、個性ある地域の創造に寄与することを目的とします。
- 認定は、「浜松市文化財保護審議会」からの意見を受けて、浜松市教育委員会が行います。所有者等には、浜松市教育委員会から「認定証」をお届けします。

2. 令和6年度の募集期間

令和6年6月3日（月）から8月30日（金）まで

3. 応募方法

推薦書と同意書を、直接または郵送により文化財課または各区のまちづくり推進課、各行政センターへ提出してください。

※推薦書と同意書は、文化財課、地域遺産センター、各区のまちづくり推進課、各行政センター、舞阪・引佐・三ヶ日・佐久間の各支所、春野文化センター、水窪文化会館、龍山森林文化会館で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

4. 応募条件

- 所有者などの同意が得られること。
- 団体による推薦であること。（自薦・他薦は問いませんが、1団体5件を上限とします。）
- 推薦候補が市内の文化資源であれば、推薦者は市の内外を問いません。
- 天然記念物と無形文化財以外は、おおむね50年以上経過しているものを対象とします。

5. 対象となる種別と昨年度までの認定数 ※印は地域遺産独自の種別 (単位：件)

種別	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
建造物	13	20	1	4	12	9	4	2	65
美術工芸品	28	44	12	18	37	14	27	15	195
無形文化財	0	0	0	0	0	1	0	0	1
有形民俗文化財	12	17	13	14	60	31	32	16	195
無形民俗文化財	13	8	7	6	4	4	4	2	48
史跡	13	6	13	13	14	28	41	41	169
名勝	1	1	2	3	3	0	0	0	10
天然記念物	2	2	0	1	9	1	0	1	16
文化的景観	0	1	2	1	5	0	3	1	13
伝統的建造物群	1	0	0	1	0	0	0	0	2
文化財の保存技術	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近代化遺産 ※	3	1	0	1	2	1	0	0	8
記憶遺産 ※	0	0	0	0	0	0	1	1	2
伝承地 ※	5	0	0	2	0	0	2	3	12
伝統的生活文化 ※	-	-	-	2	1	1	0	0	4
合 計	91	100	50	66	147	90	114	82	740



歴史・文化・自然を
活かしたまちづくり



SDGs 未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

6. これまでの主な認定文化財

名 称	腰掛岩	
所在地	中央区	
種 別	伝承地	
説 明	景行天皇の皇子・日本武尊（やまとたけるのみこと）が東征したおり、当地を經由したという言い伝えが市内各地にある。大人見町の八幡宮境内には、この時休憩したものだという岩が伝えられている。 （令和5年度認定）	

名 称	祝田坂	
所在地	浜名区	
種 別	史跡	
説 明	三方原合戦の史跡として現状をとどめる貴重な場所である。武田信玄の隊列が三方ヶ原から刑部方面に下った道筋のひとつ、浜松から金指方面への旧道にあたる。近年、ここを訪れる人の数が増えている。 （令和5年度認定）	

名 称	連理木のエノキ	
所在地	浜名区	
種 別	天然記念物	
説 明	連理木（複数の樹木が融合して樹幹を形成する木）のエノキ。戦後の三方原開拓地（もとは演習場）に生えていたものを開拓地主が残しておいた。現在は俵愛管が経営する施設 Renli のシンボルとして敷地内で公開している。 （令和5年度認定）	